

鹿角市農業委員会委員 募集要項

1. 趣旨

農業委員会等に関する法律第9条第1項（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び鹿角市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年条例第8号。）第2条第1項に基づき、鹿角市農業委員会の委員を（以下「委員」という。）を募集します。

2. 募集人数

13人

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 鹿角市の職員
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 農業委員の主な業務

毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動、農地転用の許可案件等に関する審議及び合議体としての決定並びに審議に関連した現場調査等を行います。

また、農地利用最適化推進委員と連携し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動や農地パトロール及び違反転用の監視等を行います。

その他農業委員会が必要とする活動を行います。

5. 任期

令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間

6. 報酬（月額）

委員 29,700円

7. 推薦及び応募にかかる手続き

- ① 所定の推薦・応募書（様式第1号）、委員候補者推薦承諾書（様式第2号）、同意書（様式第3号）等に必要事項を記入の上、持参により鹿角市農業委員会事務局へ提出してください。

また、推薦・応募等に係る提出書類は返却しませんのでご了承ください。

② 推薦・応募等の必要な書類は、次の窓口に備えるほか、鹿角市ホームページからもダウンロードすることができます。

ア. 市役所農業振興課

イ. 各支所（花輪・大湯・十和田・尾去沢・八幡平）

ウ. 鹿角市農業委員会事務局

8. 推薦及び応募の受付期間

令和8年1月13日（火）～令和8年2月12日（木）必着

なお、受付時間は、平日の8時30分から17時15分までとなります。

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報（住所、生年月日は除く。）は推薦、募集期間の中間と期間の終了後に鹿角市ホームページで公表します。

10. 選任

鹿角市農業委員選考委員会にて被推薦者及び応募者の中から農業委員候補を選定し、市議会の同意を得て、市長が任命します。

※法律の規定により選考にあたっては、次の条件があります。

・農業委員会の所掌する事項に関し利害関係の有しない者が含まれるようにならなければならない。

・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

11. その他

（1） 委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができます。
(各々申込み手続きが必要) ただし、農業委員、農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

（2） 追加の提出書類を求める場合があります。

（3） ご不明な点等は、書類の作成・提出の前にお問い合わせください。

【問合せ先】

鹿角市農業委員会事務局

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1

電話番号 0186-30-0283